

5 . 団体保険事業

会員が当組合と団体契約をしている生命保険会社，損害保険会社及び(財)日本教育公務員弘済会岡山支部(以下「岡山県弘済会」という。)と保険契約をしたとき，保険料の徴収事務等を行う事業である。

(1) 団体保険契約会社一覧

生 命 保 険	損 害 保 険
一生命保険株式会社	日本興亜損害保険株式会社
日本生命保険相互会社	三井住友海上保険株式会社
住友生命保険相互会社	あいおいニッセイ同和保険株式会社
朝日生命保険相互会社	東京海上日動火災保険株式会社
明治安田生命保険相互会社	株式会社損保ジャパン
三井生命保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
エアイ・スタ-生命保険株式会社	富士火災海上保険株式会社
富国生命保険相互会社	(財)日本教育公務員弘済会岡山支部
AIG・イソ生命保険株式会社	
太陽生命保険株式会社	
(財)日本教育公務員弘済会岡山支部	

(2) 保険を新規契約，変更，解約するとき

保険会社等（岡山県弘済会を含む）へ直接申し出て所定の手続きをする。

(3) 保険料の徴収

保険料の徴収は，保険会社等（岡山県弘済会を含む）から当互助組合へ引去依頼のあった月の保険料を徴収する。

(4) 育児休業者・休業者の団体保険の取扱い

口座振替により毎月納入することとなる。

振替日 毎月15日（振替日が金融機関の休業日となる場合はその翌日）